

春日井市延長保育事業実施委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市延長保育事業実施要綱（平成21年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する延長保育事業（以下「事業」という。）の委託について必要な事項を定めるものとする。

(委託費)

第2条 市長は、実施要綱第3条により指定した施設を経営する者（以下「委託事業者」という。）に対し、予算の範囲内において委託費を支払うものとする。

(委託費の額等)

第3条 委託費は、別表に定める委託基準額と委託対象経費の実支出額（総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額をいう。）のいずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の委託経費は、保育士の人件費、光熱費等管理費その他市長が認める経費とする。

(委託費の請求)

第4条 委託費の支払いを受けようとする者は、四半期毎に延長保育事業委託費請求書（第1号様式）に延長保育事業実施状況確認書（第2号様式）及び延長保育事業支出明細書（第3号様式）を添えて、各四半期終了月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(委託費の支払等)

第5条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、委託費を支払うものとする。

2 前項の委託費は、請求毎に支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(実績報告)

第6条 委託事業者は、事業が終了した日から10日以内に、延長保育事業実績報告書（第4号様式）に延長保育事業実績調書（第5号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第7条 市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託費の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した委託費の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は委託費の支払について不正の行為があったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

（帳簿等の備え付け）

第8条 委託事業者は、当該事業の実施に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

（事業内容の変更等）

第9条 委託事業者は、当該支払いに係る事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（検査等）

第10条 市長は、委託事業者に対して事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(春日井市延長保育促進事業補助金要綱の廃止)

- 2 春日井市延長保育促進事業補助金要綱（平成12年10月25日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市延長保育事業実施委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市延長保育事業実施委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市延長保育事業実施委託要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第3条関係）

委託基準額	備 考										
<p>(1) 11時間の開所時間の始期及び終期前後の 保育需要への対応の推進分 1 か所 月額 381,100円</p> <p>(2) 延長保育分 ア 連続する1時間延長の場合 (1か所月額)</p> <table border="1" data-bbox="295 705 946 1160"> <thead> <tr> <th>平均対象児童数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>6人～9人</td> <td>101,000円</td> </tr> <tr> <td>10人～19人</td> <td>118,500円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>118,500円に10人増すごとに29,100円を加えた金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 30分延長の場合 1 か所 月額 25,000円</p>	平均対象児童数	金 額	5人以下	25,000円	6人～9人	101,000円	10人～19人	118,500円	20人以上	118,500円に10人増すごとに29,100円を加えた金額	<p>(1)及び(2)の該当分を合算する。</p>
平均対象児童数	金 額										
5人以下	25,000円										
6人～9人	101,000円										
10人～19人	118,500円										
20人以上	118,500円に10人増すごとに29,100円を加えた金額										

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
申請者 施設名
氏 名

年度 延長保育事業委託費請求書

このことについて、春日井市延長保育事業委託要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 内訳

対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入 B	委託基準額 C	A - B と C を比較して低い額（委託額）
円	円	円	円

3 添付書類

- （1）延長保育事業実施状況確認書（第 2 号様式）
- （2）延長保育事業支出明細書（第 3 号様式）

第2号様式（第4条関係）

年度 延長保育事業実施状況確認書 施設名

開所時間	延長保育事業区分		延長保育対象児童数				基準額	
			月	月	月	合計		
通常保育 時分～ 時分	30分	前延長						円
		後延長						
延長保育 時分～ 時分	1時間	前延長						円
		後延長						
延長保育 時分～ 時分	利用 人数	前延長				基本分 381,100円 × か月		
		後延長						
		合計					合計	円

延長保育対象児童数は、各月において算出する。

算出方法：週のうちで利用児童の一番多い日の児童数を各週の利用児童数とする。

各週の利用児童数を積算して、各月の週の数で除算したものを対象児童数とする。

第3号様式（第4条関係）

年度 延長保育事業支出明細書

施設名 _____

担当常勤職員人件費

氏名	本俸	管理職手当	扶養手当	調整手当	通勤手当	住宅手当	期末勤勉	超過勤務	社会保険	合計
合計										A

担当非常勤職員人件費

氏名	支給額				
	時給	円 ×	時間 ×	日 =	円
	時給	円 ×	時間 ×	日 =	円
	時給	円 ×	時間 ×	日 =	円
合計	B				円

その他の支出予定

支出予定項目	金額
	円
	円
	円
合計	C 円

対象経費の合計

A	円 + B	円 + C	円 =	円
---	-------	-------	-----	---

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

施設名

氏 名

年度 延長保育事業実績報告書

春日井市延長保育事業委託要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

対象経費の支出額 A	寄付金その他の収入 B	委託基準額 C	A-BとCを比較して低い額（委託額）
円	円	円	円

2 添付書類

延長保育事業実績調書（第5号様式）

